雇用保険とは

・会社が雇用保険に加入してくれない。

基本のきほん

日本国憲法第25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活」(生存権)を実現し、国民の生活の安定をはかる目的で、広義の社会保険(労災保険・雇用保険・医療保険・介護保険・年金保険)・公的扶助・社会福祉等の様々な制度(社会保障制度)が設けられています。このうち労災保険・雇用保険を労働保険と呼びます。労働保険のうち、広く雇用の安定を目的としたものが、雇用保険です。

◎雇用保険とは

・労働者が失業した場合
・労働者に雇用の継続が困難な事由が生じた場合
・労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合
・労働者が子を養育するための休業をした場合　に
生活・雇用の安定や就職の促進のため、失業等給付や育児休業給付を支給し、労働者の職業の安定に資するための雇用保険二事業(＊裏面参照)を行う、雇用に関する総合的機能を有する公的保険制度です。

●失業とは

雇用保険の被保険者が離職(事業主との雇用関係が終了すること)し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることです。

雇用保険の加入

適用事業に雇用されている労働者は、原則として被保険者となります。

◎適用事業とは

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模にかかわらず、すべて適用事業です。ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は当分の間、任意適用事業(暫定任意適用事業)とされています。

●暫定任意適用事業

個人経営の農林水産業(農業用水供給事業、もやし製造業を除く)で、雇用している労働者が常時5人未満の事業です。ただし、過半数労働者の希望で事業主が労働局長に加入申請を行うと、認定後は全労働者が被保険者になります。

◎被保険者とは

次の(1)(2)のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者になります。
(1)1週間の所定労働時間が20時間以上であること
(2)31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
2以上の事業主に雇用される人は、マルチ高年齢被保険者(＊右欄「マルチジョブホルダー制度」の項参照)を除き、主たる賃金を受ける事業所で被保険者になります。
ただし、以下の労働者は加入できません。

◎加入できない労働者(適用除外)

①一週間の所定労働時間が20時間未満である者
　マルチ高年齢被保険者を除きます。
②31日以上の継続雇用が見込まれない者
③季節的に雇用され、4か月以内の期間を定める者又は週の所定労働時間が30時間未満の者
※①～③は、日雇労働被保険者を除きます。
④学生又は生徒
　休学中の者・通信制や定時制課程の者を除きます。
⑤船員で、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者(1年を通じて雇用される場合は除く)
⑥公務員等のうち、退職手当等が失業給付を超える者
なお、法人の役員等、生保等の外交員、家事使用人、個人事業主と同居の親族、国外就労者、外国公務員等も、原則として被保険者となれません。

◎被保険者の種類

①一般被保険者

(②③④以外の被保険者)

②高年齢被保険者

65歳以上の被保険者(③と④に該当する場合を除く)

●マルチジョブホルダー制度(＊)

複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者で、2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上(1つの事業所では5時間以上20時間未満)で、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上である場合に、本人から住所地を所管するハローワークに申出を行うことで、特例的に被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができる制度です。

③短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者で、次のいずれにも該当しない場合
○4か月以内の期間を定めて雇用される
○1週間の所定労働時間が30時間未満である

④日雇労働被保険者

特定(適用区域内に居住し適用事業に雇用される者、適用区域外に居住し適用区域内の適用事業に雇用される者、公共職業安定所長に認可された者など)の日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者です。住所地所管のハローワークから日雇労働被保険者手帳が交付されます。

手続き

事業主は、適用事業所設置(廃止)届や被保険者資格取得(喪失)届等の提出を事業所所管のハローワークで行い、失業者等は、住所地所管のハローワークで多くの手続きを行います。

雇用保険料

保険料（毎月の給料総支給額（通勤交通費含む）及び賞与の総支給額に所定の保険料率を乗じた額）は、失業等給付・育児休業等給付分を労働者・事業主折半（雇用保険二事業分は事業主のみ）で、負担します。給料等への掛け率を「保険料率」といい、労働者負担率は、事業の種類や雇用保険財政の状況によって変動します。現在の保険料率はハローワークや厚生労働省のホームページ（＊）等で確認してください。保険料は、給料・賞与から控除（天引き）されます。

＊ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html

保険給付の内容

◎失業等給付

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合の必要な給付と、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

●求職者給付

失業者の生活の安定を図るとともに、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付です。

［一般被保険者を対象］
基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当
［高年齢被保険者を対象］高年齢求職者給付金
［短期雇用特例被保険者を対象］特例一時金
［日雇労働被保険者を対象］日雇労働求職者給付金

●就職促進給付

失業者が再就職するのを援助、促進することを目的とする給付です。

就業促進手当（再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当）、移転費、求職活動支援費

●雇用継続給付

雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、一般被保険者・高年齢被保険者に対して支給される給付です。

高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）、介護休業給付金

●教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的として支給される給付です。

教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金（令和7年10月1日創設）

◎育児休業等給付

子の年齢や養育の状況に応じて、共働き、共育てを促進することを目的とする給付です。

［産後パパ育休を取得した方を対象］
出生時育児休業給付金
［育児休業を取得した方を対象］
育児休業給付金
［子の出生直後の一定期間に、両親共に（配偶者が就労していない場合等は本人が）通算して14日以上の育児休業（産後パパ育休含）を取得した方を対象］
出生後休業支援給付金
［育児で所定労働時間を短縮して就業した方を対象］
育児時短就業給付金

雇用保険二事業

失業の予防や雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策を実施しています。

◎雇用安定事業

事業主への助成金の支給、中高年齢者や若者・子育て女性への就労支援を行います。

雇用調整助成金（失業予防に努める事業主を支援）
特定求職者雇用開発助成金（就職困難者の雇入れを支援）　等

◎能力開発事業

労働者の能力を開発・向上させることを促進するために行われる事業です。

人材開発支援助成金（事業主が行う教育訓練への支援）
職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発促進センター等）の設置・運営　等

確かめましょう

□あなたは雇用保険の被保険者ですか

雇用保険に加入している場合には、事業主から「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」「雇用保険被保険者証」が交付されることとなっています。交付されていない場合には、事業主に確認してください。

こんな対処法があります！

◎自分が各種給付を受けられるかよくわからない

失業等給付・育児休業等給付の給付条件や手続は複雑です。まずは、最寄りのハローワークに相談してみましょう。

ワンポイントチェック

会社が雇用保険に加入してくれない

労働者自ら、ハローワークに対し、雇用保険の加入が必要であるか否か確認をすることができます。加入すべきであったことが確認された場合には、（時効により2年まで）遡って加入できます。保険料は、労使双方とも遡って負担しなければなりません。なお、給与明細などで保険料が給与から天引きされていたことが明らかである場合は、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続きができます。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。　URL　http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html
本　　所（045）633-6110（代）　川崎支所（044）833-3141
県央支所（046）296-7311　　湘南支所（0463）22-2711（代）
発行　神奈川県かながわ労働センター
横浜市中区寿町1-4 〒231-8583
令和7年9月発行